

第31回 刑事法対策特別委員会

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)

1 刑事法対策特別委員会の対象活動

刑事法対策特別委員会は主として、刑事法に関係する新立法について調査を行い、意見を述べるとともに刑事法制度全体について概観し、あるべき刑事法制について積極的に指針を示していくを行っている。

2 近年における当委員会の具体的活動

(1) 近時における刑事法制の変更についての研究

昨年裁判員制度が新設され、刑事法廷での被害者参加制度や、損害賠償命令申立制度など、新制度が導入されることになった。こうした制度の法的问题や、運営上の問題点などを常に協議・研究し、新制度への改善点やその具体的方法についての討論を行っている。

(2) 法律改正や新立法についての意見

本年4月公訴時効の廃止及び大幅延長について刑事訴訟法が改正され、即日施行されたが、当委員会は、同改正について重大な問題があると指摘し、東京弁護士会会長宛に意見書を提出すべきだとして、意見書案を提案した。

この活動は、法案成立直後の東京弁護士会会長の会長声明に参照されており、会長声明の基礎を形作っている。

(3) 夏期合同研究への取り組み

東京弁護士会では、毎年夏期合同研究を行っているが、当委員会は積極的にこの合同研究に参加している。

昨年は、死刑を題材とした「絞首刑」を出版したフリージャーナリスト青木理氏、死刑対象事件を「サマヨイザクラ」で扱った郷田マモラ氏、死刑の選択基準について研究している永田憲史関西大学准教授

に参加してもらい、報告を受けるとともに、パネリストと討議してもらう研究会を開催している。今年も「児童ポルノ規制法」について取り上げ、夏期合同研究に参加する予定である。

(4) 研究会開催

毎年1回、忘年会もしくは新年会を兼ねて、当委員会主催で研究会を行っている。今年は新年会を兼ねて死刑廃止運動に中心的に関与してきた小川原優之弁護士を招き、死刑廃止運動の現状と今後の展望について報告を受けた。

3 死刑問題についての取り組み

当委員会では死刑問題について賛成論・反対論含めて常に議論を行っており、また、死刑が執行された場合、東京弁護士会の会長声明の起案を行っている。

また、現在、死刑制度についてのアンケートの方法など具体的に議論しており、アンケート案を起案して客観的な死刑制度についてのアンケートが実施できないかどうかを検討することとしている。

4 当委員会の雰囲気

当委員会に参加する人数は必ずしも多くないが、少人数ながら明るい雰囲気で積極的な活動を行っているので、是非ご参加下さい。

* 刑事法対策特別委員会に関する問い合わせ先
全体委員会 毎月第2月曜日 午後1時～3時
担当事務局 人権課 TEL.03-3581-2205